

証券コード 5923
2022年6月3日

株 主 各 位

大阪市浪速区難波中2丁目10番70号

高田機工株式会社

取締役社長 高 橋 裕

第93期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第93期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、書面またはインターネットにて事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申しあげます。

なお、事前の議決権の行使にあたっては、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、後述のご案内に従って2022年6月23日（木曜日）午後5時まで

に議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月24日（金曜日）午前10時

2. 場 所 大阪府中央区備後町2丁目5番8号
日本綿業倶楽部 新館7階 大会場

3. 目 的 事 項

報告事項 第93期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告および計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 定款一部変更の件

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

なお、株主総会当日までの感染拡大の状況等により次頁の対応を更新する場合、株主総会参考書類ならびに事業報告および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.takadakiko.com/>）に掲載させていただきます。

## ■新型コロナウイルス感染症対応に関する株主様へのお願い

新型コロナウイルスの感染予防および拡散防止のため、株主様の安全を第一に考え、適切な感染防止策を実施させていただいたうえで、株主総会を以下のとおり開催させていただきます。

株主の皆様におかれましては何卒ご理解、ご協力のほどお願い申し上げます。

- ・総会は例年よりも縮小した規模とし、当日の運営も最小限の体制で行う方針であり、また接触感染を避けるためにも「お土産」、「株主控え室」および「お飲み物」のご用意はございません。
- ・総会会場では接触感染リスク低減のために座席の間隔を拡げることに伴い、ご用意できる席数に限りがあり、ご入場いただけない場合もございます。
- ・株主様の健康状態にかかわらずご出席に代えて極力、書面またはインターネットにて議決権行使をいただき、株主総会当日のご来場をお控えいただくよう重ねてお願い申し上げます。
- ・会場にご来場の株主様におかれましては、マスク着用をお願い申し上げます。
- ・会場入口付近には株主様のための消毒液を設置いたします。
- ・当日は、受付前に検温をさせていただき、発熱が確認された際にはご入場をお断りさせていただく場合がございます。
- ・株主総会に出席する役員および運営スタッフは、検温を含め体調を確認のうえマスクを着用して対応させていただきます。
- ・ご来場の株主様で体調不良と見受けられる方には、当社スタッフがお声掛けをしてご入場をお控えいただくことがございます。その他にも感染予防のための措置を講じておりますので、ご理解ならびにご協力をお願い申し上げます。



## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。  
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。  
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



### 株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2022年6月24日（金曜日）  
午前10時（受付開始：午前9時）



### 書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2022年6月23日（木曜日）  
午後5時到着分まで



### インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2022年6月23日（木曜日）  
午後5時入力完了分まで

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個

御中

××××年 ×月××日

|  |  |  |  |  |  |
|--|--|--|--|--|--|
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |

1. \_\_\_\_\_

2. \_\_\_\_\_

3. \_\_\_\_\_

4. \_\_\_\_\_

スマートフォン用  
議決権行使  
ウェブサイト  
ログインQRコード

見本

○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

こちらに議案の賛否をご記入ください。

#### 第1・2号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

※議決権行使書用紙はイメージです。

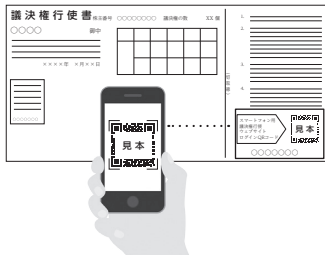
書面（郵送）およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使として取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱いいたします。

# インターネットによる議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

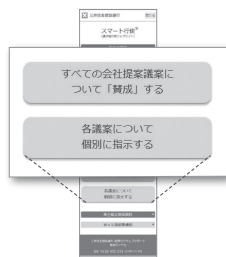
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



### 「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

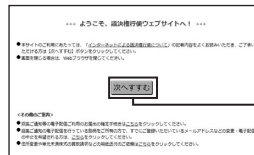
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

## 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

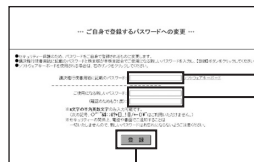
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
電話番号：0120-652-031（フリーダイヤル）  
（受付時間 9：00～21：00）

(添付書類)

## 事業報告

( 2021年4月1日から  
2022年3月31日まで )

### 1. 企業の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過および成果

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化するなか、感染対策の浸透やワクチン接種の進展等から一部経済活動に回復の動きが見られましたが、第3四半期末以降は新たな変異株のまん延に加えて、原油価格や原材料価格の高騰、円安の進行など、先行きは極めて不透明な状況で推移しました。

当業界におきましては、橋梁事業では、新設鋼橋の発注金額が前事業年度比で増加であったにもかかわらず、前事業年度に大きく増加した保全工事の発注金額が減少したことで、全体の発注金額は減少しました。鉄構事業では、首都圏を中心とした大型再開発事業だけでなく、物流倉庫・データセンター・製造業の工場建設等、大型案件の出件が相次ぎ、鉄骨需要はようやく端境期を脱し回復基調へ向かいました。しかしながら、鋼材価格高騰と納期の長期化だけでなく、工期・工程ずれの常態化・技能者人材不足・燃料費高騰等多くの課題が立ちはだかり、受注に向けては慎重な取組みを求められました。

このような状況のもとで当社は、橋梁事業では限られた経営資源を最大限に活用するため、対象案件を絞った受注活動を継続し、第3四半期以降徐々に受注高を伸ばしましたが、第4四半期に受注高を積み増すことが叶わず、前事業年度並みの受注高を確保することが出来ませんでした。鉄構事業では、上半期での目標案件の失注を補うべく、工場の稼働確保と採算の改善を目指した営業活動を継続し、年度末には近畿圏での目標案件も受注しましたが、受注高は低調な結果に終わりました。

損益面につきましては、前事業年度を上回る完成工事高を確保出来たものの、橋梁事業の構成比率が減少した影響で営業利益と経常利益は前事業年度実績を下回りました。しかしながら、特別損失（固定資産の減損損失）が前事業年度から大きく減少したことで、当期純利益は前事業年度を上回る結果となりました。

当事業年度の業績は、売上高156億69百万円（前期比2.9%増）、営業利益7億63百万円（前期比11.1%減）、経常利益9億37百万円（前期比2.0%減）、当期純利益7億47百万円（前期比52.7%増）であります。

事業別の売上高、受注高および受注残高の状況は次のとおりであります。

(橋梁事業)

当事業年度における橋梁事業の売上高は121億69百万円（前期比10.9%減）となりました。主な売上工事は中部地方整備局・為当第4橋、中国地方整備局・阿賀ICランプ橋第2、関東地方整備局・小雀高架橋、近畿地方整備局・曲川高架橋、東日本高速道路(株)・釜利谷JCTランプ橋であります。

受注高は110億79百万円（前期比29.6%減）となりました。主な受注工事は、中部地方整備局・西深瀬高架橋東、尾羽第3高架橋、東北地方整備局・箱堤高架橋、中国地方整備局・入江大橋、和歌山県・新南田井ノ瀬橋であります。これにより当事業年度末の受注残高は162億12百万円（前期比6.7%減）となりました。

(鉄構事業)

当事業年度における鉄構事業の売上高は35億円（前期比123.7%増）となりました。主な売上工事は大成建設(株)・ニッピ難波A棟地上、ベルーナ銀座7丁目、虎ノ門二丁目地区、(株)大林組・うめきた地上鉄骨、うめきた地下鉄骨であります。

受注高は29億82百万円（前期比53.4%減）となりました。主な受注工事は(株)大林組・淀屋橋駅西地区地上、淀屋橋駅西地区地下、阪和興業(株)・アパホテル大阪難波、大成建設(株)・江崎グリコ新岐阜SVであります。これにより当事業年度末の受注残高は49億33百万円（前期比14.4%減）となりました。

橋梁事業と鉄構事業を合計した結果、当社の当事業年度の受注高は140億61百万円（前期比36.5%減）、受注残高は211億45百万円（前期比8.6%減）となりました。

② 設備投資の状況

当事業年度は、工場の生産性向上のための全天候型塗装工場新設他、総額9億83百万円の設備投資を実施いたしました。

③ 資金調達の状況

該当する事項はございません。

## (2) 直前3事業年度の財産および損益の状況

(単位：百万円)

| 区 分                 | 第90期<br>(2018年度) | 第91期<br>(2019年度) | 第92期<br>(2020年度) | 第93期<br>(当事業年度)<br>(2021年度) |
|---------------------|------------------|------------------|------------------|-----------------------------|
| 受 注 高               | 11,132           | 15,016           | 22,147           | 14,061                      |
| 売 上 高               | 18,502           | 17,645           | 15,223           | 15,669                      |
| 経 常 利 益             | 1,052            | 1,126            | 956              | 937                         |
| 当 期 純 利 益           | 874              | 771              | 489              | 747                         |
| 1 株 当 た り 当 期 純 利 益 | 397円10銭          | 350円36銭          | 222円33銭          | 343円86銭                     |
| 総 資 産               | 25,928           | 24,828           | 26,647           | 24,546                      |
| 純 資 産               | 18,030           | 17,926           | 18,832           | 19,036                      |
| 1 株 当 た り 純 資 産     | 8,183円94銭        | 8,137円78銭        | 8,549円71銭        | 9,017円40銭                   |

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式控除後）に基づき算出しております。
2. 1株当たり純資産は、期末発行済株式総数（自己株式控除後）に基づき算出しております。
3. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を当事業年度の期首から適用しており、当事業年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

## (3) 重要な親会社および子会社の状況

該当する事項はございません。

#### (4) 対処すべき課題

昨年5月に当社は、30年後40年後の将来を見据えた「第6次中期経営計画」を示しました。中期経営計画の2年目に当たる2022年度においても、長引くコロナ禍と不安定な海外情勢により先行き不透明な状況ではありますが、掲げた主要戦略を推し進めてまいります。

橋梁事業では新設鋼橋・保全工事ともに2022年度も2021年度並みの発注量は期待されています。新設鋼橋の受注確保が最重要課題であることに変わりはありませんが、新たな保全工事の受注も視野に入れております。6月には建設中の全天候型塗装工場も完成し、製作期間の短縮や品質の更なる向上を推進いたします。

鉄構事業では2021年度からの需要の回復傾向が更に進み、2022年度後半以降には首都圏の大型再開工事を中心に繁忙期となると予想されています。仕事量確保に向けて、社内体制を見直すとともに、生産性を向上させるため経営資源の分配強化を進めます。

新規事業の一つとして、各種デバイス製品の開発と販売強化に向け、専任者を置き「デバイス推進室」として業務を進めてまいります。

企業価値の向上に向けては、老朽化した社内の基幹システムの更新に着手いたしました。また、地域活性化への取組みは既に動き出し、産学官連携による交流は引き続き前進する見込みであります。

魅力的な企業創りの一環として、多様な働き方への取組み、人材育成への取組みも、規程の見直しによる具体的な運用を始めることで成果は出ており、2022年度は人事制度の改革にも着手いたします。

2021年度は、「第6次中期経営計画」開示後、新たな可能性の種を探すことから始め、いくつかの見つけ出した種については種蒔きを行い、小さな芽が出ようとしている状況にありました。2022年度は2021年度に実施した様々な挑戦を更に続け、出来るだけ多くの種を見つけるとともに、その種を蒔くことを目標にしており、そこから出た芽が将来は成木となり、大きな果実を実らせることを目指しております。

2022年度は急激なインフレが続く中で、今後の市場環境は2021年度以上の大きな変化が予想されます。このような厳しい環境下ではありますが、会社設立から90年をかけて培ってきた技術と社会貢献の精神を活かし、持続可能な社会の創造と経営基盤の強化に向けて取組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) **主要な事業内容**（2022年3月31日現在）

当社は、建設業法により特定建設業者として国土交通大臣の許可を受け、以下の事業を行っております。

| 区 分           | 内 容                         |
|---------------|-----------------------------|
| 橋 梁 製 作 施 工   | 道路橋、鉄道橋など鋼橋の設計、製作、架設        |
| 鉄 骨 製 作 施 工   | ビル建築、学校体育館など鉄骨の設計、製作、架設     |
| そ の 他 土 木 工 事 | 鋼橋上部工の床版、舗装工事、標識、防護柵などの設置工事 |

(6) **主要な営業所および工場**（2022年3月31日現在）

本 社 大阪市

東 京 本 社 東京都中央区

営 業 所 仙台市、群馬県高崎市、静岡市、名古屋市  
和歌山県海南市、広島市、福岡市、沖縄県那覇市

工 場 和歌山県海南市

（注）沖縄営業所は、2021年4月1日をもって沖縄県国頭郡金武町から同県那覇市に移転しております。

(7) **使用人の状況**（2022年3月31日現在）

| 使 用 人 数   | 前事業年度末比増減 | 平 均 年 齢 | 平 均 勤 続 年 数 |
|-----------|-----------|---------|-------------|
| 255名（52名） | 10名増（8名増） | 44.2歳   | 19.9年       |

（注）使用人数は就業員数であり、パートおよび嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) **主要な借入先の状況**（2022年3月31日現在）

| 借 入 先               | 借 入 額   |
|---------------------|---------|
| 日 本 生 命 保 険 相 互 会 社 | 500 百万円 |
| 株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行 | 400     |
| 株 式 会 社 紀 陽 銀 行     | 400     |

(9) **その他の現況に関する重要な事項**

該当する事項はありません。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況（2022年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 6,560,000株
- ② 発行済株式の総数 2,237,586株
- ③ 株主数 4,258名
- ④ 大株主（上位10名）

| 株主名                     | 持株数（千株） | 持株比率（％） |
|-------------------------|---------|---------|
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口） | 143     | 6.77    |
| 日本生命保険相互会社              | 113     | 5.38    |
| 神吉利郎                    | 100     | 4.74    |
| 日本製鉄株式会社                | 100     | 4.73    |
| 株式会社奥村組                 | 88      | 4.20    |
| BLACK CLOVER LIMITED    | 85      | 4.04    |
| 伊藤忠丸紅鉄鋼株式会社             | 81      | 3.83    |
| 株式会社紀陽銀行                | 58      | 2.77    |
| 株式会社三井住友銀行              | 50      | 2.37    |
| 三井住友信託銀行株式会社            | 50      | 2.37    |

- （注） 1. 当社は、自己株式を126,498株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は、当事業年度の末日における発行済株式の総数より自己株式（126,498株）を控除して計算して表示しております。

### (2) 新株予約権等の状況（2022年3月31日現在）

該当する事項はありません。

### (3) 会社役員の状況

#### ① 取締役および監査役の状況（2022年3月31日現在）

| 地 位               | 氏 名     | 担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況                 |
|-------------------|---------|-------------------------------------------|
| 代 表 取 締 役 社 長     | 高 橋 裕   |                                           |
| 常 務 取 締 役 執 行 役 員 | 小 林 雄 紀 | 技術本部長                                     |
| 常 務 取 締 役 執 行 役 員 | 蔭 山 昌 弘 | 和歌山工場長                                    |
| 取 締 役 執 行 役 員     | 西 田 明   | 工事本部長                                     |
| 取 締 役 執 行 役 員     | 西 尾 和 彦 | 管理本部長 兼 経理部長                              |
| 取 締 役 執 行 役 員     | 中 村 達 郎 | 営業本部長                                     |
| 取 締 役             | 川 谷 充 郎 | 国立大学法人神戸大学 名誉教授                           |
| 取 締 役             | 吉 永 一 夫 | 株式会社近代設計 上席理事<br>周商事株式会社 代表取締役            |
| 常 勤 監 査 役         | 小 野 誠 大 |                                           |
| 監 査 役             | 山 中 俊 廣 | 公認会計士（山中俊廣公認会計士事務所 代表）<br>学校法人大阪成蹊学園 常任監事 |
| 監 査 役             | 山 本 和 人 | 弁護士(弁護士法人第一法律事務所)<br>株式会社中北製作所 社外取締役      |

- (注) 1. 取締役川谷充郎氏および取締役吉永一夫氏は、社外取締役であります。
2. 監査役山中俊廣氏および監査役山本和人氏は、社外監査役であります。
3. 監査役山中俊廣氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役川谷充郎氏、取締役吉永一夫氏、監査役山中俊廣氏、監査役山本和人氏の4氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
5. 2021年6月24日開催の第92期定時株主総会において、新たに吉永一夫氏は取締役に選任され、就任いたしました。

## ② 取締役および監査役の報酬等

### ア. 当事業年度に係る報酬等の総額

| 区 分                | 報酬等の総額           | 報酬等の種類別の総額  |             |            |     | 対象となる<br>役員の員数 |
|--------------------|------------------|-------------|-------------|------------|-----|----------------|
|                    |                  | 基本報酬        | 業績連動<br>報酬等 | 非金銭<br>報酬等 |     |                |
| 取 締 役<br>(うち社外取締役) | 88<br>(7)<br>百万円 | 88<br>(7)   | -<br>(-)    | -<br>(-)   | 百万円 | 8<br>(2)<br>名  |
| 監 査 役<br>(うち社外監査役) | 22<br>(10)       | 22<br>(10)  | -<br>(-)    | -<br>(-)   |     | 3<br>(2)       |
| 合 計<br>(うち社外役員)    | 110<br>(18)      | 110<br>(18) | -<br>(-)    | -<br>(-)   |     | 11<br>(4)      |

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬等限度額は、2008年6月26日開催の第79期定時株主総会において年額330百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、6名（うち、社外取締役は0名）です。
3. 監査役の報酬等限度額は、2008年6月26日開催の第79期定時株主総会において年額70百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名です。

### イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

- 当社は、2021年3月26日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。
- 取締役の個人別の報酬等の内容決定に関する基本方針  
取締役の報酬等は、当社の企業理念を実現する優秀な人材を確保・維持し、持続的な企業価値および株主価値の向上のために業績向上へのインセンティブとして機能する水準・構成とすることを基本方針としております。具体的には、業務執行を担う取締役の報酬等は、基本報酬と賞与で構成し、監督機能を担う社外取締役の報酬は、基本報酬のみとしております。

3. 取締役の報酬等の個人別の報酬等の額または算定方法および付与の時期または条件の決定方針
  - (1) 基本報酬については、月例の固定報酬とする。基本報酬の算定にあたっては、会社の業績、各取締役の役位、職責、在任年数を考慮して決定することとしております。
  - (2) 賞与については、事業年度ごとの業績向上に対するインセンティブとして機能するよう、毎事業年度末に、当該事業年度の業績や目標達成度を考慮したうえで、支給の有無や支給金額を決定し、当該事業年度終了後の一定の時期に支給します。
4. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項  
 個人別の報酬等の額は、取締役会の決議による委任に基づいて、代表取締役高橋裕が決定しております。取締役会の決議による委任を受けた代表取締役は株主総会で決議された報酬等限度額の範囲内において、会社の業績、各取締役の職責と成果等を勘案して、取締役の基本報酬および賞与を決定する権限を有しております。これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役が最も適しているからであります。

### ③ 社外役員に関する事項

#### ア. 重要な兼職の状況および当該兼職先と当社との関係

| 区 分 | 氏 名     | 重要な兼職の状況                | 当社との関係       |
|-----|---------|-------------------------|--------------|
| 取締役 | 川 谷 充 郎 | 国立大学法人神戸大学 名誉教授         | 特別の関係はありません。 |
| 取締役 | 吉 永 一 夫 | 株式会社近代設計 上 席 理 事        | 特別の関係はありません。 |
|     |         | 周 商 事 株 式 会 社 代 表 取 締 役 | 特別の関係はありません。 |
| 監査役 | 山 中 俊 廣 | 山中俊廣公認会計士事務所 代表         | 特別の関係はありません。 |
|     |         | 学校法人大阪成蹊学園 常任監事         | 特別の関係はありません。 |
| 監査役 | 山 本 和 人 | 弁護士法人第一法律事務所 弁護士        | 特別の関係はありません。 |
|     |         | 株式会社中北製作所 社外取締役         | 特別の関係はありません。 |

イ．当事業年度における主な活動状況

| 区 分   | 氏 名     | 取 締 役 会<br>出 席 状 況 | 監 査 役 会<br>出 席 状 況 | 主な発言状況および社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要                                                                     |
|-------|---------|--------------------|--------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取 締 役 | 川 谷 充 郎 | 15回中15回<br>(100%)  | —                  | 土木工学、建設工学に関する豊富な知識と専門的見地から議案審議等に必要な発言を適宜行っており、「魅力的な企業創り」に向けた当社の施策の実施に対し、客観的・中立的な立場で関与いただいております。        |
| 取 締 役 | 吉 永 一 夫 | 12回中11回<br>(91%)   | —                  | 土木、建設業界に関する豊富な経験と直接企業経営に関与された経験から議案審議等に必要な発言を適宜行っており、「魅力的な企業創り」に向けた当社の施策の実施に対し、客観的・中立的な立場で関与いただいております。 |
| 監 査 役 | 山 中 俊 廣 | 15回中15回<br>(100%)  | 13回中13回<br>(100%)  | 公認会計士としての財務および会計に関する専門的見地から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。                                                      |
| 監 査 役 | 山 本 和 人 | 15回中14回<br>(93%)   | 13回中13回<br>(100%)  | 弁護士としての専門的見地から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。                                                                   |

ウ．責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役および各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

④ 会社役員に関する事項

役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、取締役、監査役および執行役員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。保険料は特約部分も含め会社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。当該保険契約には免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については填補の対象としないこととされています。

#### (4) 会計監査人の状況

- ① 会計監査人の名称 有限責任あずさ監査法人
- ② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

|                          | 支 払 額  |
|--------------------------|--------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額      | 28 百万円 |
| 当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 28     |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

#### ③ 非監査業務の内容

該当する事項はございません。

#### ④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

#### (5) 業務の適正を確保するための体制

##### ① 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

ア) 当社は、「取締役会規程」に基づき、取締役会を原則として月1回開催します。

イ) 取締役は、取締役会を通じて他の取締役の業務執行の監督を行います。

ウ) 代表取締役より全役員に対し、コンプライアンスを企業活動の基本とすることを徹底しています。

エ) 当社は、監査役会設置会社であり、各監査役は監査役会が定めた監査方針のもと、取締役会への出席、業務執行の調査などを通じ、取締役の職務執行の監査を行います。

- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制  
重要事項は稟議書、議事録等の管理基準に基づき、適正な保存管理を行います。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制  
環境、品質、災害、労働安全、法務、情報セキュリティ、経理・財務等リスク領域毎の担当部門により、内在するリスクを把握・分析したうえでそのリスクの軽減のために、規程の立案および改訂に取組みます。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制  
ア) 当社は、執行役員制度を導入しており、取締役会は経営戦略の策定と監督機能という本来の機能に特化し、執行役員は業務執行に特化することで機能を分離し、取締役会のチェック機能の強化・効率化と業務執行の迅速化を図ります。  
イ) 定例の取締役会を毎月1回開催し、法令で定められた事項の他、重要事項の決定を行います。さらに迅速な意思決定が必要な場合は臨時取締役会を適時開催し、これら決定事項は、速やかに執行役員会議等に伝達します。  
ウ) 業務運営については全社的な各年度予算および目標を設定し、各部門においては、この目標に向けた具体策を立案し実行するとともに、毎月または定期的に開催する部門会議において、その進捗状況および実施状況を取締役が検証します。
- ⑤ 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制  
ア) 代表取締役より全社員に対し、コンプライアンスを企業活動の基本とすることを徹底しています。  
イ) 代表取締役によりコンプライアンス担当役員が任命され、コンプライアンス室がコンプライアンス体制の構築・維持・整備に当たっています。  
ウ) 社員就業規則において使用人に社内通報義務を負わせ、社内においてコンプライアンス違反行為が行われ、または行われようとしていることに気付いた場合、免責性を確保した社内通報制度を利用できるようにしています。  
エ) 代表取締役直轄の内部監査室は、定期的に内部監査を実施し、その結果を被監査部門にフィードバックするとともに、取締役、執行役員および監査役に適宜報告を行います。
- ⑥ 当社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制  
親会社および子会社はありませんので、該当事項はありません。
- ⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項  
監査役は、必要に応じ補助者において監査業務の補助を行うよう取締役に要請することができます。

- ⑧ 前号の使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項
- ア) 上記補助者は、監査役の要請事項に関して、取締役および所属部署の責任者等からの指揮命令は受けないものとします。
- イ) 上記の補助者に係る人事等については、取締役会と監査役会が事前に協議のうえ決定するものとします。
- ⑨ 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ア) 取締役および使用人は、次の事項について速やかに監査役会に報告をするものとします。
- ・ 役職員の違法、内部不正行為等
  - ・ 重要な訴訟事案
  - ・ 緊急、非常事態
  - ・ その他重要な事態
- イ) 当社は、監査役に上記ア) の報告を行った取締役および使用人に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止します。
- ⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ア) 監査役は、執行役員会議や部門会議等重要会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求めることができます。
- イ) 代表取締役は、業務執行方針並びに会社が対処すべき課題等について、監査役会と意見を交換するために定期的に会合を開催します。
- ⑪ 監査役 of 職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- 当社は、監査役がその職務の執行について必要な費用の前払い等の請求をしたときは、速やかに当該費用または債務を処理いたします。
- ⑫ 財務報告の信頼性を確保するための体制
- ア) 財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向け、内部統制システムの構築するとともに、その体制が適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行っています。
- イ) 内部監査室は、業務部門から独立して業務の妥当性、効率性および財務報告の信頼性の確保等について評価・是正の推進を図っています。

⑬ 反社会的勢力排除に向けた体制

- ア) 当社は、企業や市民社会の秩序と安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で立ち向かい、一切の関係を持たないことを基本方針とします。
- イ) 企業倫理規程において反社会的勢力との関係遮断を明記し、全役職員に対し本規程の厳守を徹底するとともに、コンプライアンスおよびコーポレートガバナンスの強化に努めています。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① 取締役の職務の執行

取締役は当事業年度に取締役会を15回開催し、経営の基本方針、法令で定められた事項や経営に関する重要事項を決定するとともに、月次の業務運営状況の報告を行い、取締役の業務執行の監督を行っております。また、毎月の執行役員会議・部門会議において業務執行体制の見直しを行うことにより、業務の適正を確保するための体制の更なる向上を図っております。

② 監査役の職務の執行

監査役は監査役会において定められた監査計画に基づき監査を実施するとともに、取締役会をはじめ重要な会議に出席するほか、各本部・事業所への往査、重要な決裁書類の閲覧等を通じて経営の監査を行っております。また、代表取締役との定期的な意見交換会、会計監査人および内部監査室との間で情報交換を行い、効率的な監査業務の遂行に務めております。

③ 内部監査の実施

代表取締役直轄の内部監査室は、内部統制システムおよび遵法経営の定着状況等について、各部門に対し内部監査を実施し、監査結果を代表取締役に報告しております。また、改善すべき事項がある場合にはその指導も実施しております。

④ コンプライアンスに対する取組み

取締役およびコンプライアンス室が中心となり、全社員に対し企業倫理規程の遵守を徹底しております。また、免責性を確保した社内通報制度を設け、コンプライアンス体制の構築・維持・整備に努めております。

# 貸借対照表 (2022年3月31日現在)

| 資 産 の 部                |                   | 負 債 の 部                 |                   |
|------------------------|-------------------|-------------------------|-------------------|
| 科 目                    | 金 額               | 科 目                     | 金 額               |
|                        | 千円                |                         | 千円                |
| <b>流 動 資 産</b>         | <b>12,960,223</b> | <b>流 動 負 債</b>          | <b>5,384,786</b>  |
| 現 金 預 金                | 3,667,653         | 支 払 手 形                 | 26,600            |
| 受 取 手 形                | 33,336            | 工 事 未 払 金               | 1,623,045         |
| 完 成 工 事 未 収 入 金        | 8,977,009         | 短 期 借 入 金               | 2,000,000         |
| 未 成 工 事 支 出 金          | 76,013            | 未 払 金                   | 301,214           |
| 材 料 貯 蔵 品              | 17,023            | 未 払 費 用                 | 96,036            |
| 前 払 費 用                | 34,747            | 未 払 法 人 税 等             | 33,217            |
| そ の 他 流 動 資 産          | 180,938           | 未 成 工 事 受 入 金           | 860,183           |
| 貸 倒 引 当 金              | △26,500           | 預 り 金                   | 18,922            |
| <b>固 定 資 産</b>         | <b>11,585,894</b> | 賞 与 引 当 金               | 221,675           |
| <b>有 形 固 定 資 産</b>     | <b>7,174,269</b>  | 工 事 損 失 引 当 金           | 203,889           |
| 建 物 ・ 構 築 物            | 721,917           | <b>固 定 負 債</b>          | <b>124,788</b>    |
| 機 械 ・ 運 搬 具            | 283,893           | 退 職 給 付 引 当 金           | 124,788           |
| 工 具 器 具 ・ 備 品          | 56,093            | <b>負 債 合 計</b>          | <b>5,509,574</b>  |
| 土 地                    | 5,311,364         | <b>純 資 産 の 部</b>        |                   |
| 建 設 仮 勘 定              | 801,000           | 科 目                     | 金 額               |
| <b>無 形 固 定 資 産</b>     | <b>21,841</b>     | <b>株 主 資 本</b>          | <b>18,280,769</b> |
| <b>投 資 そ の 他 の 資 産</b> | <b>4,389,783</b>  | 資 本 金                   | 5,178,712         |
| 投 資 有 価 証 券            | 3,671,875         | 資 本 剰 余 金               | 4,608,706         |
| 長 期 貸 付 金              | 13,904            | 資 本 準 備 金               | 4,608,706         |
| 前 払 年 金 費 用            | 315,466           | 利 益 剰 余 金               | 8,884,838         |
| 繰 延 税 金 資 産            | 6,909             | 利 益 準 備 金               | 534,463           |
| そ の 他 投 資 等            | 446,459           | そ の 他 利 益 剰 余 金         | 8,350,375         |
| 貸 倒 引 当 金              | △64,830           | 別 途 積 立 金               | 5,820,000         |
| <b>資 産 合 計</b>         | <b>24,546,118</b> | 繰 越 利 益 剰 余 金           | 2,530,375         |
|                        |                   | <b>自 己 株 式</b>          | <b>△391,487</b>   |
|                        |                   | 評 価 ・ 換 算 差 額 等         | 755,774           |
|                        |                   | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 755,774           |
|                        |                   | <b>純 資 産 合 計</b>        | <b>19,036,543</b> |
|                        |                   | <b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>  | <b>24,546,118</b> |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書 ( 2021年 4 月 1 日から 2022年 3 月31日まで )

| 科 目                     | 金 額           |
|-------------------------|---------------|
| 完 成 工 事 高               | 千円 15,669,637 |
| 完 成 工 事 原 価             | 13,644,463    |
| 完 成 工 事 総 利 益           | 2,025,173     |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     | 1,261,553     |
| 営 業 利 益                 | 763,620       |
| 営 業 外 収 益               |               |
| 受 取 利 息 及 び 配 当 金       | 103,113       |
| そ の 他 営 業 外 収 益         | 96,257        |
| 営 業 外 費 用               |               |
| 支 払 利 息                 | 10,593        |
| そ の 他 営 業 外 費 用         | 14,567        |
| 経 常 利 益                 | 937,831       |
| 特 別 損 失                 |               |
| 減 損 損 失                 | 134,647       |
| 税 引 前 当 期 純 利 益         | 803,183       |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 109,817       |
| 法 人 税 等 調 整 額           | △54,362       |
| 当 期 純 利 益               | 747,728       |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書（2021年4月1日から  
2022年3月31日まで）

(単位：千円)

|                                 | 株 主 資 本   |           |              |           |           |                  |              |
|---------------------------------|-----------|-----------|--------------|-----------|-----------|------------------|--------------|
|                                 | 資 本 金     | 資 本 剰 余 金 |              | 利 益 剰 余 金 |           |                  |              |
|                                 |           | 資本準備金     | 資本剰余金<br>合 計 | 利益準備金     | その他利益剰余金  |                  | 利益剰余金<br>合 計 |
|                                 |           |           |              |           | 別 途 積 立 金 | 繰 越 利 益 金<br>剰 余 |              |
| 当 期 首 残 高                       | 5,178,712 | 4,608,706 | 4,608,706    | 534,463   | 5,820,000 | 1,980,884        | 8,335,347    |
| 事業年度中の変動額                       |           |           |              |           |           |                  |              |
| 剰余金の配当                          |           |           |              |           |           | △198,237         | △198,237     |
| 当 期 純 利 益                       |           |           |              |           |           | 747,728          | 747,728      |
| 自己株式の取得                         |           |           |              |           |           |                  |              |
| 株主資本以外の<br>項目の事業年度中<br>の変動額(純額) |           |           |              |           |           |                  |              |
| 事業年度中の変動額合計                     | －         | －         | －            | －         | －         | 549,490          | 549,490      |
| 当 期 末 残 高                       | 5,178,712 | 4,608,706 | 4,608,706    | 534,463   | 5,820,000 | 2,530,375        | 8,884,838    |

|                                 | 株 主 資 本  |                | 評価・換算差額等             | 純 資 産 合 計  |
|---------------------------------|----------|----------------|----------------------|------------|
|                                 | 自 己 株 式  | 株 主 資 本<br>合 計 | その他有価証券<br>評 価 差 額 金 |            |
| 当 期 首 残 高                       | △145,227 | 17,977,537     | 854,618              | 18,832,156 |
| 事業年度中の変動額                       |          |                |                      |            |
| 剰余金の配当                          |          | △198,237       |                      | △198,237   |
| 当 期 純 利 益                       |          | 747,728        |                      | 747,728    |
| 自己株式の取得                         | △246,259 | △246,259       |                      | △246,259   |
| 株主資本以外の<br>項目の事業年度中<br>の変動額(純額) |          |                | △98,844              | △98,844    |
| 事業年度中の変動額合計                     | △246,259 | 303,231        | △98,844              | 204,387    |
| 当 期 末 残 高                       | △391,487 | 18,280,769     | 755,774              | 19,036,543 |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

### 1. 資産の評価基準及び評価方法

#### (1) 有価証券

    其他有価証券

        市場価格のない株式等

        以外のもの                    ……決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

        市場価格のない株式等    ……移動平均法に基づく原価法

#### (2) 棚卸資産

    ①未成工事支出金                ……個別法に基づく原価法

    ②材料貯蔵品                    ……移動平均法に基づく原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

### 2. 重要な減価償却資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産                    ……定率法

        ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

#### (2) 無形固定資産                    ……定額法

        なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

### 3. 重要な引当金の計上基準

    貸倒引当金                    ……債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

    賞与引当金                    ……従業員の賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

    工事損失引当金                ……受注工事の損失発生に備えるため、当事業年度末における手持受注工事のうち損失の発生が見込まれ、かつ金額を合理的に見積ることができる工事について、その損失見積額を計上しております。

    退職給付引当金                ……従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により費用処理しております。

#### ４．収益及び費用の計上基準

##### ①工事契約

橋梁事業及び鉄構事業においては、主に長期の工事契約を締結しております。当該契約については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、原則として履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。当該工事契約は、発生した原価を基礎としたインプットに基づき、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができる判断いたしました。

進捗度の測定は、契約ごとに、各事業年度末までに発生した原価が、工事原価総額の合計に占める割合に基づいて行っております。進捗度を合理的に見積ることができない契約については、発生した原価のうち回収することが見込まれる部分と同額を収益として認識しております。取引の対価は、主として、履行義務の充足の進捗に応じて、または顧客との契約に基づき段階的に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

##### ②製品の販売

上記工事契約の他、主として橋梁事業における各種デバイス製品の製造及び販売を行っております。当該製品販売に係る収益は、顧客に製品を引き渡した時点で収益を認識しております。取引の対価は、主として、履行義務を充足してから６ヶ月以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

#### 会計方針の変更に関する注記

（収益認識に関する会計基準等の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

これにより、従来は、進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用していましたが、当事業年度より原則として履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。なお、履行義務の充足に係る進捗率の合理的な見積りが出来ない

工事については、原価回収基準を適用しております。また、一時点で充足される履行義務は、工事完了時に収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の繰越利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当事業年度の売上高は87,479千円、売上原価は129,508千円それぞれ増加し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ42,029千円減少しております。

なお、株主資本等変動計算書の繰越利益剰余金の期首残高に与える影響はありません。

（時価の算定に関する会計基準等の適用）

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。

なお、これによる影響はありません。

## 会計上の見積りに関する注記

工事契約に係る収益認識及び工事損失引当金の計上

（1）当事業年度の計算書類に計上した金額

財またはサービスに対する支配が一定の期間にわたり移転する契約において、一定の期間にわたり収益を認識する方法で計上した売上高（原価回収基準によるものを除く）は14,363,829千円、また、工事損失引当金は203,889千円であります。

（2）会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

工事契約につきましては、原価回収基準を適用している工事案件を除き、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。進捗度の測定は、契約ごとに、各事業年度末までに発生した原価が工事原価総額の合計に占める割合に基づいて行っております。また、工事原価総額の見積りが工事収益総額を上回る可能性が高く、かつ、その損失見込額を合理的に算定できる場合、当該損失見込額を損失が見込まれた期に工事損失引当金として計上しております。

これらの見積りのうち、工事原価総額は工事案件ごとに顧客との契約によって定められた仕様等を考慮し、作業内容を特定した上で適切に見積っています。また、工事の進行中における設計変更や工事遅延等の状況の変化に応じて工事原価総額を適時に見直しております。

ただし、自然災害や事故、製作・施工における品質問題等の発生により、見込んでいた工事原価総額を超えて追加原価が発生した場合には、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があります。

## 追加情報

新型コロナウイルス感染症の影響に関して、当社では、国内の各拠点に対して感染拡大防止策の周知徹底を図り、従業員等の安全と健康の確保を最優先に事業継続を可能とする体制を整備しております。業務の性質上在宅勤務を実施できない和歌山工場においては、国の方針に従い感染拡大防止策を講じることで、平常時と同水準の稼働率を維持しております。

繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りにあたっては、新型コロナウイルス感染症の影響が今後の当社の業績に与える影響が軽微なものと仮定し、当事業年度末現在における最善の見積りを行っております。ただし、新型コロナウイルスによる経済活動への影響は不確実性が高いため、上記仮定に変化が生じた場合には、将来における当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

## 貸借対照表に関する注記

### 1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

#### (1) 担保に供している資産

|        |             |
|--------|-------------|
| 建物・構築物 | 315,282千円   |
| 土地     | 2,559,063千円 |
| 計      | 2,874,345千円 |

#### (2) 担保に係る債務

|       |           |
|-------|-----------|
| 短期借入金 | 900,000千円 |
|-------|-----------|

### 2. 有形固定資産の減価償却累計額

8,686,581千円

### 3. 国庫補助金による圧縮記帳累計額

|        |          |
|--------|----------|
| 建物・構築物 | 10,124千円 |
| 機械・運搬具 | 16,381千円 |

## 損益計算書に関する注記

### 1. 完成工事原価に含まれている工事損失引当金

|     |            |
|-----|------------|
| 繰入額 | △238,934千円 |
|-----|------------|

### 2. 減損損失

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

(単位：千円)

| 用途      | 種類         | 場所      | 金額      |
|---------|------------|---------|---------|
| 鉄構事業用資産 | 土地、機械・運搬具他 | 和歌山県海南市 | 130,782 |
| 遊休資産    | 土地（その他投資等） | 三重県名張市  | 3,864   |
| 合計      |            |         | 134,647 |

(1) 減損損失の認識に至った経緯

鉄構事業用資産につきましては、鉄構事業の収益性の低下により、帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。その内訳は、土地3,637千円、機械・運搬具112,696千円及びその他14,449千円であります。

遊休資産については、市場価格の下落により、帳簿価額を回収可能価額まで減額しており、3,864千円の全てが土地に係るものであります。

(2) 資産のグルーピングの方法

資産グループは橋梁事業用資産と鉄構事業用資産グループとに分類し、遊休資産については個々の物件単位で資産グループとして取り扱っております。

(3) 回収可能価額の算定方法

回収可能価額は正味売却価額により測定しており、土地及び建物については主として不動産鑑定評価額を基礎とした金額、機械・運搬具等は実質的に売却等が困難なため、零として評価しております。

株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当事業年度末における発行済株式の種類及び株式数

普通株式 2,237,586株

2. 当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 126,498株

3. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

| 決議                   | 株式の種類 | 配当金の総額    | 1株当たり配当額 | 基準日        | 効力発生日      |
|----------------------|-------|-----------|----------|------------|------------|
| 2021年6月24日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 110,133千円 | 50円00銭   | 2021年3月31日 | 2021年6月25日 |
| 2021年11月11日<br>取締役会  | 普通株式  | 88,104千円  | 40円00銭   | 2021年9月30日 | 2021年12月1日 |

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2022年6月24日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- ①配当金の総額 126,665千円
- ②1株当たり配当額 60円00銭
- ③基準日 2022年3月31日
- ④効力発生日 2022年6月27日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

## 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、賞与引当金、工事損失引当金、退職給付引当金等であり、回収可能性が認められない金額を評価性引当額として計上しております。繰延税金負債の発生の原因は、その他有価証券評価差額金と前払年金費用であります。なお、投資その他の資産に属する繰延税金資産と固定負債に属する繰延税金負債は相殺して表示しております。

## 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については安全性の高い金融商品で運用することを原則とし、資金調達については銀行等金融機関からの借入によっております。

受取手形及び完成工事未収入金に係る顧客の信用リスクについては、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式及び債券であり、定期的に時価や発行体の財務状況等の把握を行っております。

借入金の使途は、主に短期的運転資金であります。

### 2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

|                       | 貸借対照表計上額  | 時価        | 差額 |
|-----------------------|-----------|-----------|----|
| (1) 投資有価証券<br>その他有価証券 | 3,482,480 | 3,482,480 | —  |

(注1) 現金預金、受取手形、完成工事未収入金、支払手形、工事未払金、短期借入金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 市場価格のない株式等（貸借対照表計上額189,394千円）は、「その他有価証券」には含めておりません。

### 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

| 区分     | 時価 (千円)   |         |       |           |
|--------|-----------|---------|-------|-----------|
|        | レベル 1     | レベル 2   | レベル 3 | 合計        |
| 投資有価証券 |           |         |       |           |
| 其他有価証券 |           |         |       |           |
| 株式     | 2,564,590 | —       | —     | 2,564,590 |
| その他    | 423,126   | 494,763 | —     | 917,889   |
| 資産計    | 2,987,717 | 494,763 | —     | 3,482,480 |

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

該当ありません。

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式、投資信託及び社債は市場価格を用いて評価しております。上場株式及び投資信託は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル 1 の時価に分類しております。一方で、当社が保有している社債は市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル 2 の時価に分類しております。

## 収益認識に関する注記

### 1. 収益の分解

当社における事業を顧客の種類別及び収益認識の時期別に分解した場合の内訳は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

|                 | 橋梁事業       | 鉄構事業      | 合計         |
|-----------------|------------|-----------|------------|
| 顧客の種類           |            |           |            |
| 官公庁             | 10,081,289 | —         | 10,081,289 |
| その他             | 2,088,318  | 3,500,030 | 5,588,348  |
| 計               | 12,169,607 | 3,500,030 | 15,669,637 |
| 収益認識の時期         |            |           |            |
| 一時点で移転される財      | 132,326    | 185,120   | 317,446    |
| 一定の期間にわたり移転される財 | 12,037,281 | 3,314,910 | 15,352,191 |
| 計               | 12,169,607 | 3,500,030 | 15,669,637 |

### 2. 収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に関する事項」の「4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

### 3. 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

#### (1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

|               | 期首残高      | 期末残高      |
|---------------|-----------|-----------|
| 完成工事未収入金      |           |           |
| 顧客との契約から生じた債権 | 7,393,722 | 3,953,230 |
| 契約資産          | 4,656,736 | 5,023,779 |
| 未成工事受入金       |           |           |
| 契約負債          | 1,569,191 | 860,183   |

契約資産は、工事契約に関連して期末日時点で履行義務を充足しておりますが未請求の対価に対する当社の権利に関するものであります。契約資産は、対価に対する当社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。契約負債の増減は、顧客から受け取った未成工事受入金に関するもので、収益認識に伴い取り崩されます。

当事業年度中に認識した収益のうち、期首時点の契約負債残高に含まれていた金額は1,527,869千円であります。契約資産の増減は、主として収益認識（契約資産の増加）と債権への振替（同、減少）により生じたものです。契約負債の増減は、主として未成工事受入金の受取り（契約負債の増加）と収益認識（同、減少）により生じたものであります。

過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から、当事業年度に認識した収益（主に契約額及び見積原価の変更）は1,096,103千円であります。

（２）残存履行義務に配分した取引価格

当事業年度末における残存履行義務に配分された取引価格の総額は21,145,829千円であり、このうち68％が１年以内に、残り32％がその後２年以内に収益として認識されると見込んでおります。

1 株当たり情報に関する注記

|             |           |
|-------------|-----------|
| 1 株当たり純資産額  | 9,017円40銭 |
| 1 株当たり当期純利益 | 343円86銭   |

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月20日

高田機工株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人  
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 東 浦 隆 晴  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 西 芳 範  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、高田機工株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第93期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第93期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1)監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2)各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月20日

高田機工株式会社 監査役会

常勤監査役 小 野 誠 大 ⑩

社外監査役 山 中 俊 廣 ⑩

社外監査役 山 本 和 人 ⑩

以 上

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 剰余金処分の件

当社は、企業体質の強化をはかり、あらゆる経営環境の変化にも対応できるよう内部留保の充実をはかるとともに、株主の皆様には安定的な配当を継続的にお届けすることを基本方針とし、業績の推移および事業展開を勘案して機動的に配当を行っております。

第93期の期末配当およびその他の剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

### 1. 期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、1株につき普通配当50円に会社設立90周年記念配当10円を加えて、計60円といたしたいと存じます。

#### ① 配当財産の種類

金銭

#### ② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき60円（普通配当50円、記念配当10円）

配当総額126,665,280円

#### ③ 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年6月27日

### 2. その他の剰余金の処分に関する事項

#### ① 増加する剰余金の項目とその額

別途積立金 500,000,000円

#### ② 減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金 500,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第15条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第15条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- (3) 変更案第15条の新設に伴い、次条以下の条数の繰り下げを行うものであります。
- (4) 上記の新設される規定の効力に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

| 現 行 定 款         | 変 更 案                                                                                        |
|-----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|
| (新 設)           | (電子提供措置等)                                                                                    |
| 第15条～第30条（条文省略） | 第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。                                          |
| (新 設)           | ② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。 |
| (新 設)           | 第16条～第31条（現行どおり）                                                                             |
|                 | (附則)                                                                                         |
|                 | (電子提供措置等に関する経過措置)                                                                            |
|                 | 第1条 定款第15条（電子提供措置等）の新設およびそれに伴う条数の繰り下げは、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。なお、本附則は同条の効力発生をもってこれを削除する。     |

以 上

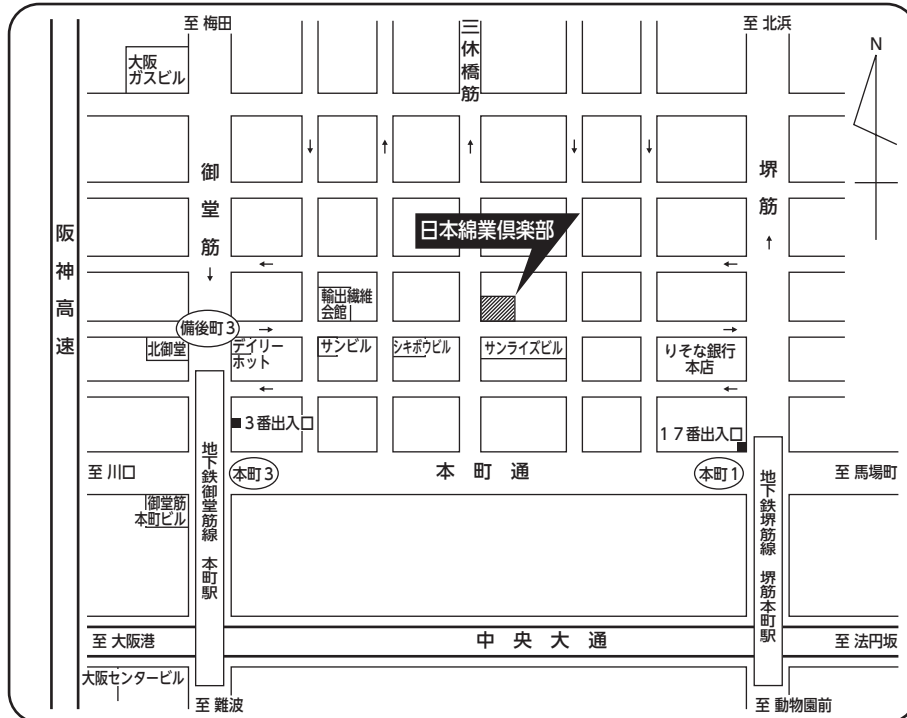
メモ欄

Blank lined area for notes.



# 株主総会会場ご案内図

会場：大阪市中心区備後町2丁目5番8号  
日本綿業倶楽部 新館7階 大会場  
TEL (06) 6231-4881



## [交通のご案内]

最寄駅 地下鉄（御堂筋線）本町駅3番出口より徒歩約5分  
地下鉄（堺筋線）堺筋本町駅17番出口より徒歩約5分

（注）会場には外来者専用駐車場がございませんので、公共の交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。